

# 6 人や企業の「信州回帰」の促進について

【内閣府・経済産業省・国土交通省・観光庁】

## 長野県の状況

### ●新型コロナウイルス感染症の影響により、地方への関心が拡大

- ・密な環境を避ける動きなどを背景に本県と東京都との人口移動は、令和2年4月以降10か月連続で転入超過
- ・コロナ禍において、テレワークやオンライン会議の普及により多様な働き方が加速
- ・日経トレンディのヒット予測2021の第9位に「長野でテレワーク」が選出。本県の自然豊かな環境でのワーケーションが高く評価

#### 取組

#### “信州回帰プロジェクト”の推進

#### 目指す姿

- コロナ禍における都市部住民の地方回帰機運の高まりを好機と捉え、長野県への人や企業の呼び込みを強化
- 行政（市町村・県）と民間団体、事業者が連携し、様々な分野の取組をパッケージ展開

#### 多様なひと・企業に「選ばれる長野県の実現」

- 理想とする「仕事と暮らしがある信州」の実現（働く場としての“信州”の展開）
- 新たな働き方の促進等による「つながり人口（関係人口）」の拡大

『信州暮らし推進の基本方針（2019.3.27）』

#### 実現に向けたアクション

#### コロナ時代の働き方を支援

普段の職場や居住地から離れ、信州ならではの魅力に触れながら働く新たなライフスタイル

#### ➤ 信州リゾートテレワークの推進

- ・ 企業への訴求力が高いメディアとのタイアップによる都市圏企業へのPR展開
- ・ 県内地域のネットワーク形成や優良事例の横展開等により、魅力的なプランづくりを支援するため「信州リゾートテレワーク推進チーム」を発足



#### ➤ おためしナガノ2.0

- ・ ITを中心としたクリエイティブ人材・企業に対し、オフィス利用料や交通費等の支援により、最大6か月間程度、長野県に「おためし」で住んで仕事をする機会を提供し、本格的な居住や拠点設置に誘導
- ・ R2は過去最多の99組 168名の応募（前年比2.9倍）があったため、R3は、補助対象者を倍増して実施（22人→40人）

#### おためしナガノ

#### ➤ 副業の促進

- ・ 企業向け研修会、企業の副業活用支援とノウハウ共有、副業人材を活用したクリエイティブ人材誘致の取組など



【R3.3オープン】  
長野県移住総合Webメディア  
SuuHaa(スーハー)

### 情報発信力の強化

- 信州で「暮らす」「働く」「かかわる」の観点から魅力的なライフスタイル情報を移住総合Webメディアや情報配信アプリにより発信
- 首都圏相談窓口の体制強化により、人の呼び込み機能と企業向け営業機能を強化（信州首都圏総合活動拠点『銀座NAGANO』の拡充）

## 課題

～地方回帰の好機を一過性ではなく、確実なものとして定着させるために～

- 国と地方が連携してワーケーションの普及に取り組む必要があるが、**国に地方と連携する総合窓口がない**
- 休暇の分散化、長期休暇の取得促進などの働き方改革を加速させる取組、また、多様な働き方に寄与するサテライトオフィス等の導入促進、副業の促進など、民間企業が取り組みやすい環境を整備することが必要  
加えて、社会への浸透を図るためには、国民等に対する一層の啓発が必要。さらに、地方自治体による体制整備の促進には、国による財政支援が必要不可欠

税制など現行の制度は「定住」を前提

- コロナを契機に注目されているライフスタイル（二地域居住など）を普及・定着させるための取組や課題の解決が必要

### 二地域居住等に関する現状

新幹線通勤	東京～上田（約15万円）⇒	非課税限度額(15万円)内
	東京～飯山（約20万円）⇒	〃 超過

**グリーン住宅ポイント制度（R2.12～R3.10）**  
 【例】空き家バンク登録住宅を購入すると30万pt（30万円相当）が付与 ⇒ 二地域居住者にも使いやすい制度が必要

## 提案・要望

- 新たなライフスタイルや多様で柔軟な働き方の普及に向けた取組実施（内閣府・経産省・観光庁）**  
 国と地方が一体となってワーケーションの普及を促進させるため、政府の総合窓口となる「ワーケーション推進本部」を設置すること  
 ワーケーションや副業など新たなライフスタイルや多様で柔軟な働き方の普及に向け、企業への働きかけや国民への周知に取り組むこと  
 国民や企業が取り組みやすい土壌づくりの一環として、国主導で休暇の分散や長期休暇の取得などを促進すること
- 地方にひとや企業を呼び込むための拠点整備への支援（内閣府・経産省）**  
 サテライト・オフィスやコワーキングスペースの開設・運営、宿泊施設、観光施設等におけるWi-Fiやテレビ会議システムの導入などに係る経費への支援として、地方創生テレワーク交付金の継続など財政措置を講じること  
 企業が本社機能を有するサテライト・オフィスを整備する際に、常時雇用する従業員が増加しない場合でも地方拠点強化税制が活用できるように特段の措置を講じること
- 二地域居住等に係る施策の拡充及び制度的課題への対応（国交省）**  
 二地域居住者等の負担を軽減するため、通勤手当の非課税限度額を引き上げるとともに、「グリーン住宅ポイント制度」の拡充、二地域居住の促進に資する住宅取得支援策の充実を図ること  
 二地域居住の一層の普及・定着のため、税制や社会保険など現行制度の課題について地方と検討・協議する場を設けること